

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続が必要です。

支給要件・対象児童

この手当は、20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障害のある児童を家庭で保護、監督している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育（児童と同居し、これを監護しその生計を維持することをいう。）している方に対し、支給されます。

支給制限

次のいずれかに該当する場合は、支給が制限されます。

1. 児童が次のいずれかに該当するときは支給されません。
 - (1) 日本国内に住所を有しないとき
 - (2) 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
2. 受給者が日本国内に住所を有しないときは、支給されません。
3. 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

支給額

支給される手当の月額額は、1級（重度）に該当する障害児1人につき50,550円、同じく2級（中度）に該当する障害児1人につき33,670円となっています。
（平成23年4月に額改定となりました。）

手当の支給

1. 手当は、毎年4月・8月・12月（請求があったときは11月）の3期にそれぞれ前月までの分が登録口座への口座振替で支払われます。

所得制限額

（単位：円）

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養親族
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000
1人増	380,000	213,000

※詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel.72-3416）

ご存知ですか？重度心身障害者医療費助成事業

○重度の障害をお持ちの方に

医療費の一部負担金
調剤一部負担金
を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑 身体障害者手帳および療育手帳
2	療育手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障害者	

ひとり親家庭の父母と児童に 入院医療費の自己負担分を助成いたします

ひとり親家庭の父母とその父母に扶養されている児童を対象に入院医療費一部負担金を助成いたします。入院医療費の助成対象者は下記のとおりとなっています。なお、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	満18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父母等および当該児童	医療保険証・印鑑 (戸籍確認書類が必要な場合もあります)
2	満18歳に達した年度末までの父母のない児童	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。

詳しくは、役場住民福祉課（tel.72-3416）までお問い合わせください。